



〔請願趣旨〕

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准しています。この条約の大きな特徴は、締結した国に対して、「法律上の差別」だけでなく「事実上の差別」をなくし、さらに、積極的に男女平等を促進するような政策を行うことを求めている画期的な内容となっています。

1999年には、この条約の実効性を高めるために、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが委員会に直接申し立てできる「個人通報制度」と委員会による「調査制度」が保障され、委員会は申し立てを検討して「見解」を公表します。現在、条約締結国189カ国中115カ国が批准していますが、日本はいまだに批准していません。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2023」において、日本は146カ国中125位と世界最低のレベルです。コロナ禍において、日本女性のあらゆる分野でのジェンダー不平等の実態が顕在化し、現状を打開し解決していくことは急務となっています。

政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とし、選択議定書については「早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府はこの立場に立ち、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、選択議定書の批准を重ねて勧告しています。国内においても現在、早期批准を求める意見書は滋賀県議会も含め、200以上の地方自治体で採択されています。

長浜市議会としても、国に対して女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

【請願項目】

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求め、国に意見書を提出すること